



令和3年度 南風原町予算編成方針



令和3年度予算編成について

【目次】

・国の予算編成	1ページ
・本町の財政状況	2ページ
・本町の財政見通し	7ページ
・予算編成方針	7ページ
・令和3年度予算概算見積要領	9ページ

1. 国の予算編成

(1) 国の地方財政計画

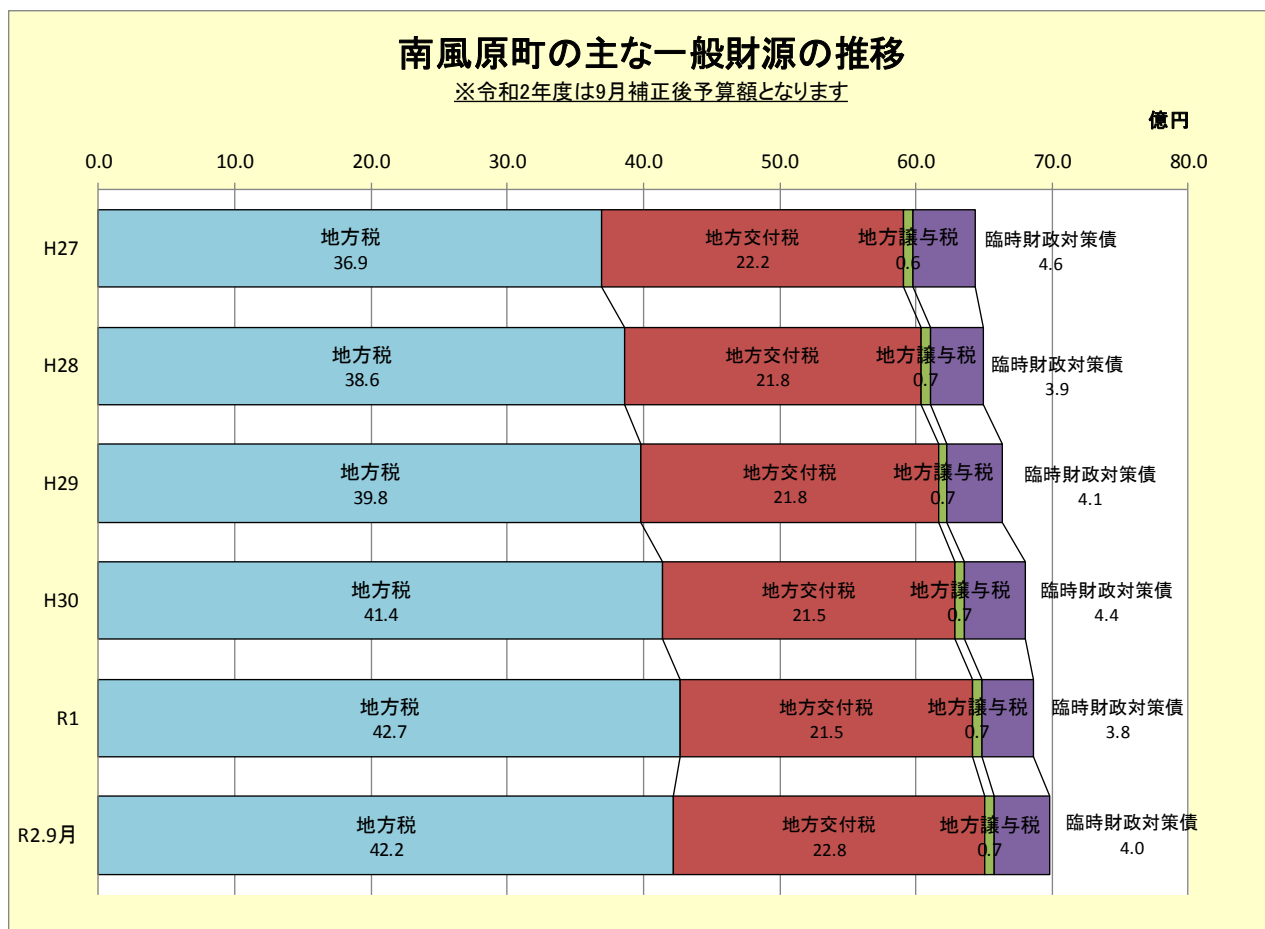
令和2年9月30日に発表された総務省の概算要求において、令和3年度地方財政収支の仮試算は、歳入歳出総額90兆8千億円で、対前年度比同率となっている。また、歳入の一般財源は対前年度比0.4%（2千億円）減の63兆2千億円となっている。これは、臨時財政対策債が116.5%（3兆7千億円）増の6兆8千億円、地方特例交付金が58.6%（1千億円）増の3千億円、国庫支出金が1.7%（3千億円）増の15兆5千億円となっているが、地方税等が8.3%（3兆6千億円）減の39兆9千億円、地方交付税が2.4%（4千億円）減の16兆2千億円と試算したことによるものである。

なお、概算要求は仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費の取扱いを含めた国の予算編成の動向等を踏まえ、今後の予算編成過程で調整としている。また、沖縄振興予算の沖縄振興特別推進交付金は、8.2%（50億円）減の558億円が要求されている。

2. 本町の財政状況

(1) 歳入

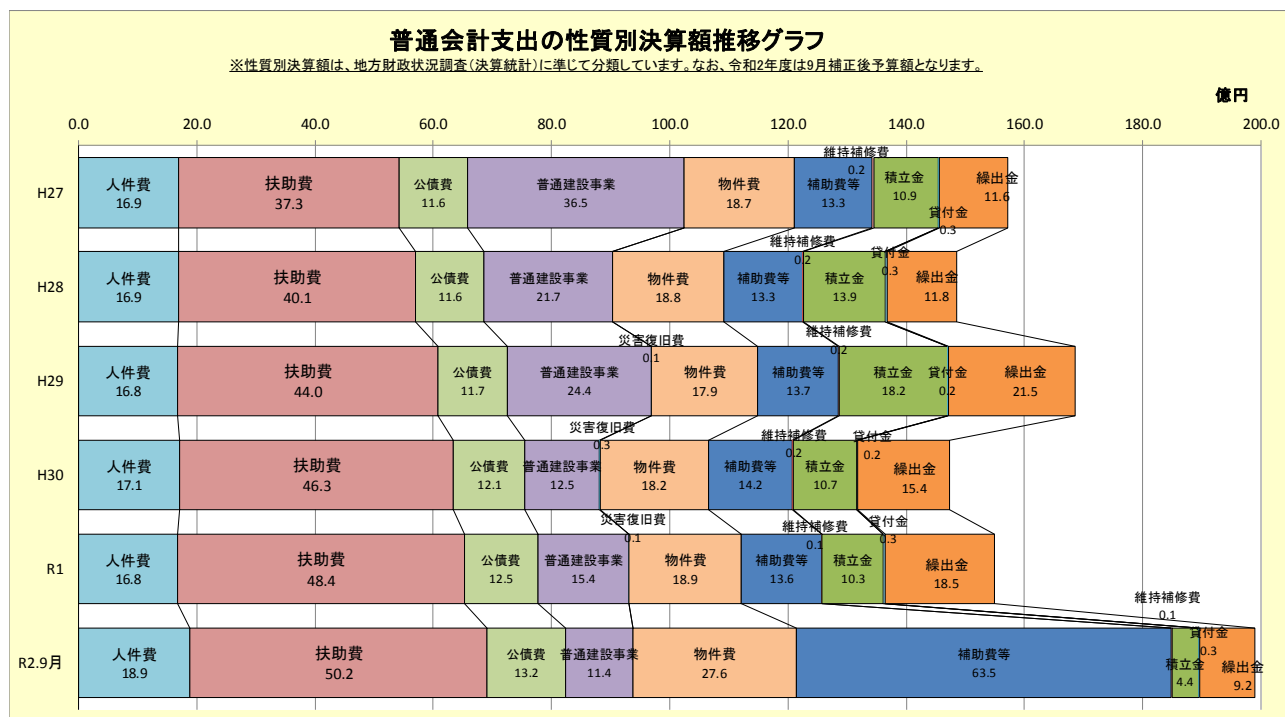
本町の自主財源の根幹である町税は、人口の増加等により納税義務者が増えたことや収納対策強化等により徴収率が向上し、緩やかな右肩上がりの傾向が続いてきたが、コロナ禍が及ぼす今後の影響に注視する必要がある。また、依存財源である普通交付税は、ここ数年微減傾向にあったが、令和2年度は幼児教育・保育無償化や会計年度任用制度等の影響により、基準財政収入額の伸びよりも基準財政需要額の伸び幅が大きく増加となっている。しかし、地方交付税及び臨時財政対策債については国の予算編成(地方財政計画)に左右されるため、引き続き、国の動向に注視する必要がある。今後、歳入減少が懸念される中、引き続き町税を基本とした自主財源の確保に努めることはもちろんのこと、町有財産の有効活用、ふるさと寄附金の獲得や企業誘致に向けた取り組みの強化など、財源確保に向けて今まで以上に努力が必要である。



(2) 歳出

令和2年度の一般会計歳出予算は、会計年度任用制度等の影響により人件費は増加している。扶助費は、子ども・子育て支援制度に係る経費を始め、法人保育園運営費負担金や障害児通所給付費等の社会保障費が年々増加し、割合が高くなっている。また、普通建設事業は、補助金交付額の減少などにより縮減傾向にあるが、公債費は過年度に借り入れた元利償還額がピークとなっている。

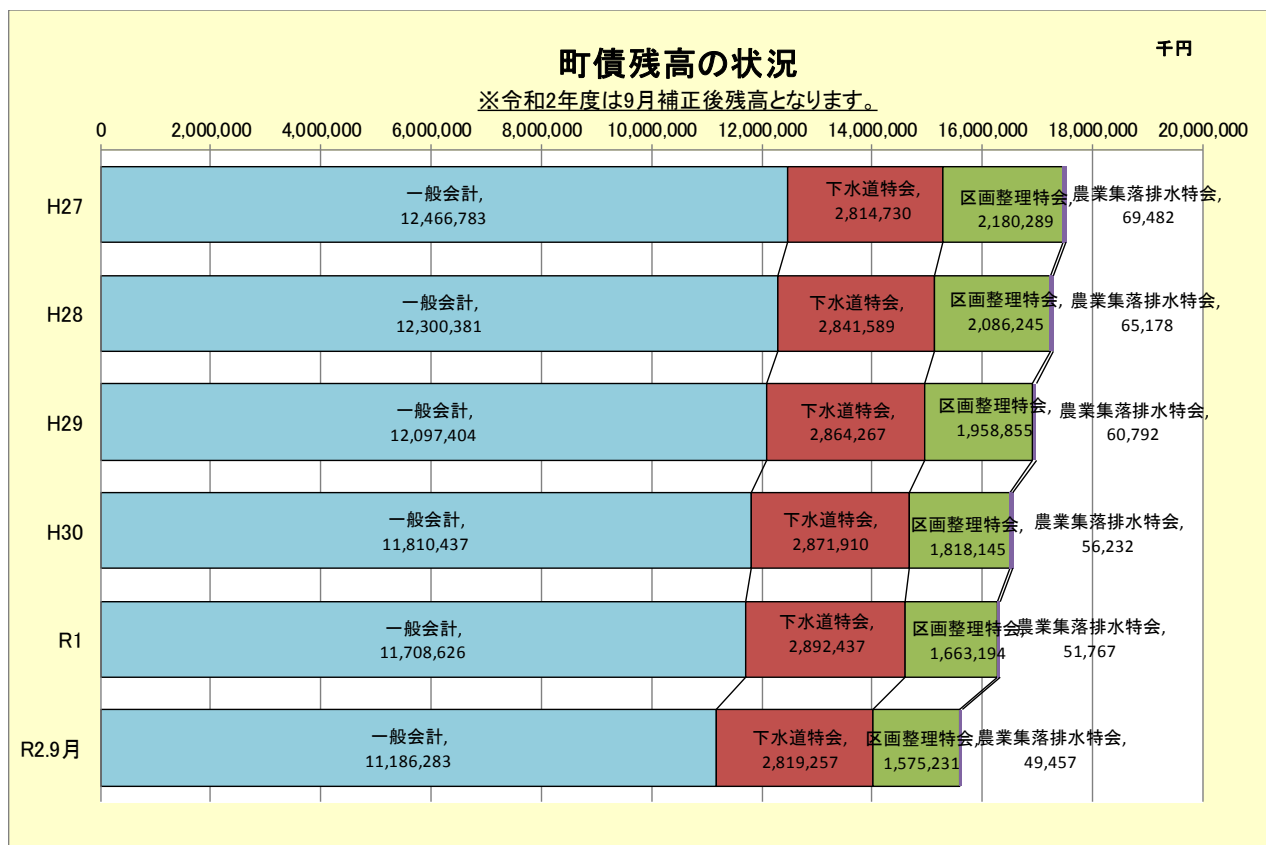
今後は、年々増加する扶助費や国保特会単年度赤字解消のための繰出金に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費やGIGAスクール構想等による新たな負担増も見込まれることから、本町財政運営は依然として厳しい状況である。そのため、引き続き職員一人ひとりが財政状況を認識し、事業の優先順位を見極め、徹底した事務事業の見直しをしていく必要がある。



※令和2年度の補助費等の増は、特別定額給付金事業等によるものです。

(3) 公債費

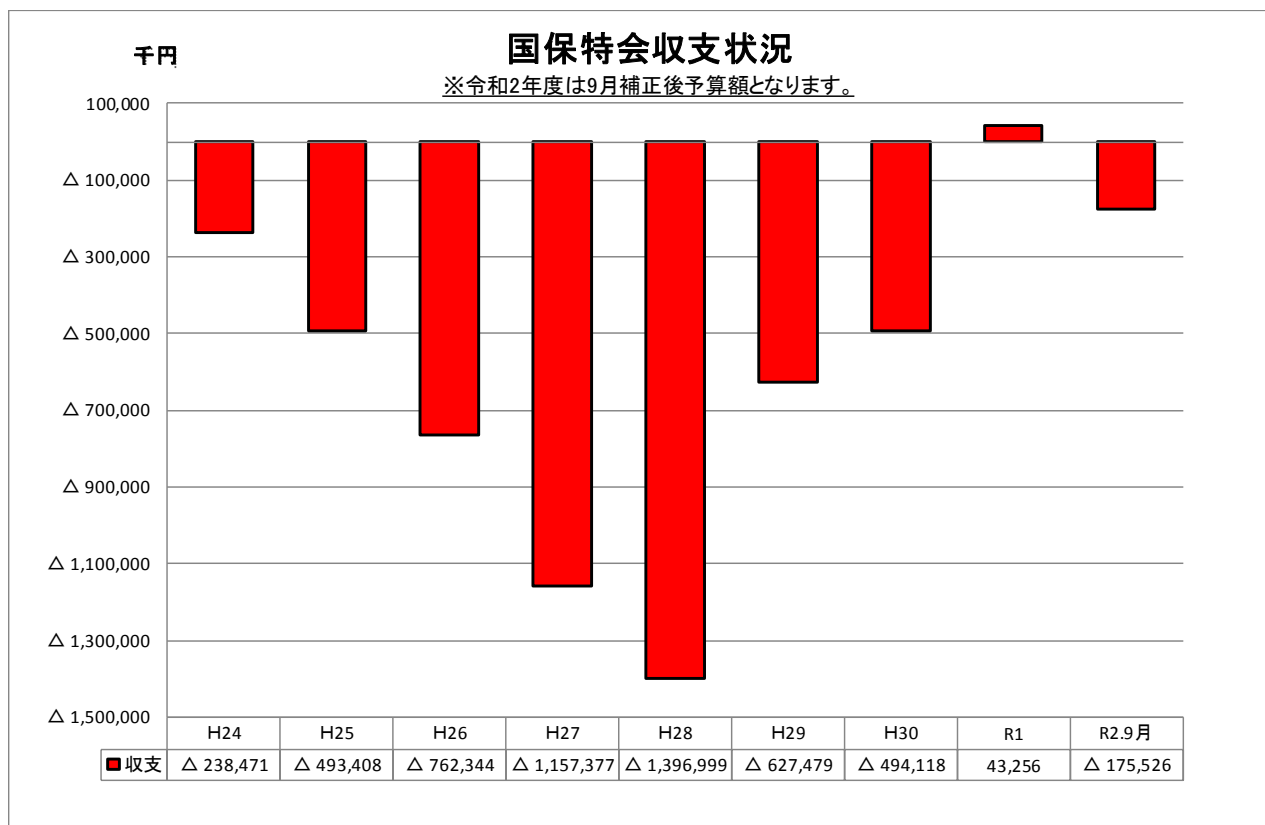
これまで、急速な都市化や多様なニーズに対応してきたことにより、公債費は微増傾向にあり、割合についても予算全体の8%近くと、依然として多くを占めている。一般会計では平成27年度に幼稚園園舎新增築工事、津嘉山中央線街路事業、黄金森公園整備事業などにより町債残高が124億6,000万円まで増加した。今後も、年間借入額が元金償還額を上回らないよう町債発行の抑制に努め、新規の町債の活用にあたっては、後年度の財政負担に留意し、事業を厳選する必要がある。



(4) 国民健康保険特別会計の赤字について

本町の国保特会は、平成20年度の国保制度改正以降、前期高齢者交付金等が減少し赤字決算が続き、この累積された赤字が本町の財政運営を逼迫させている大きな要因となっている。平成29年度には中期財政計画に基づき、財政調整基金を財源に10億円を国保会計へ繰入れ赤字解消を図った。さらに平成30年度に国保事業の県単位化が図られてもなお、歳入不足は生じたため、3億8,700万円の繰入れをおこなった。令和元年度には税率改正をおこなったことで単年度赤字額は縮減されたものの、年度末の累積赤字見込額はおよそ6億7,391万円となったため、第三次財政健全化計画に基づき一般会計より繰入れをおこなった。3年間で総額20億6,091万円を繰入れたことにより、累積赤字を全額解消した。

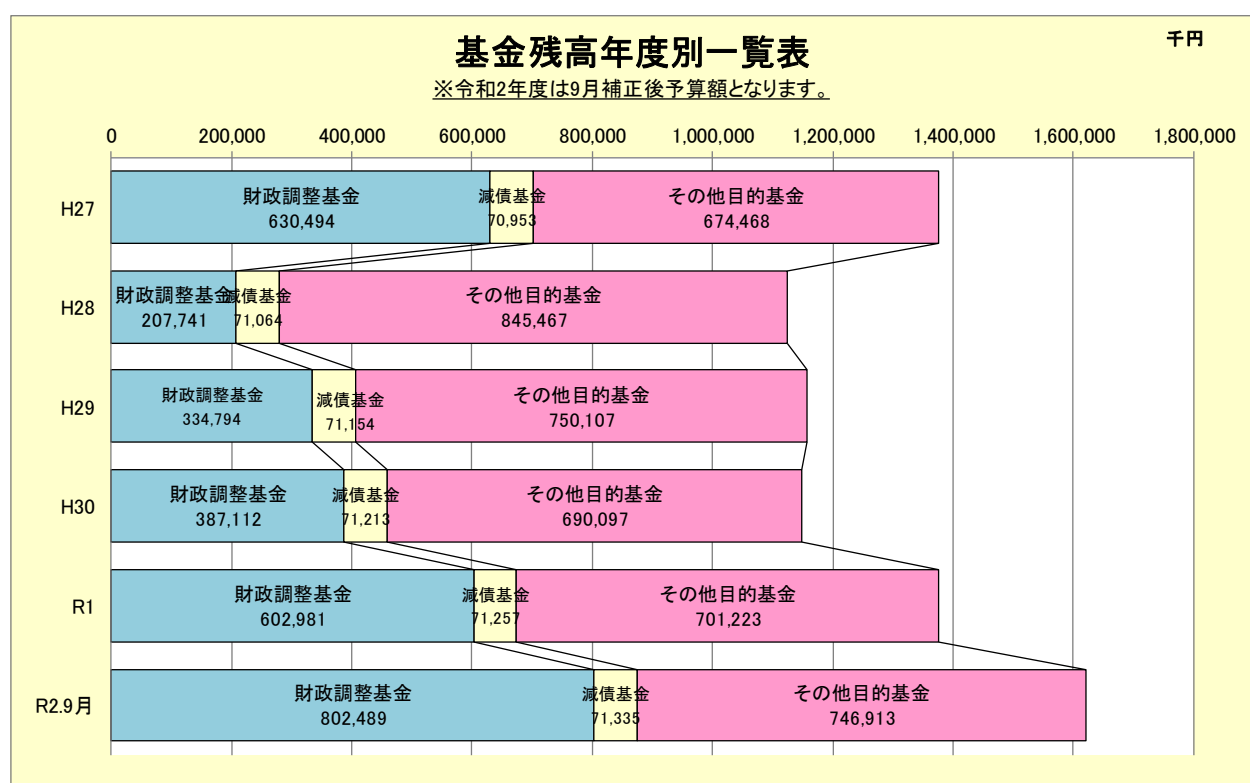
しかし、令和2年9月補正時点で新たに単年度赤字見込額が1億7,553万円となっており、現時点での試算では毎年2億円弱の赤字が見込まれることから、単年度赤字の圧縮、解消を図るため、引き続き国保財政の健全化に向けて計画的に取り組んでいかなければならない。



（５）基金

基金は、令和元年度末の財政調整基金残高が６億２９８万１千円と昨年度末より２億１,５８６万９千円増となっている。これは、地方税の増及びふるさと応援基金の活用などによるものである。また、令和２年９月補正予算後残高は８億２４８万９千円と１億９,９５０万８千円の増となっているが、これは令和元年度一般会計実質収支額を財政調整基金へ戻したことによるものである。今後も増加する財政需要や国保の赤字解消対策、更に不測の事態に対応できるよう基金を積み立て、安定的な財政運営を図る必要がある。

また、その他目的基金の増の要因は、主にふるさと寄附金が増えたことに伴う、ふるさと応援基金積立金の増加によるものである。



3. 本町の財政見通し

令和2年度は緊縮財政の中、かつて経験したことのない新型コロナウイルス感染症の流行により、財政運営も大きな影響を受けることとなった。今後は税収等の減少が懸念されることから、歳入の変動に注視し、コロナ対策も視野に入れた予算編成をおこなっていかなければならない。

本町の財政が抱える最も大きな課題は、国保特会の赤字である。平成29年度から令和元年度の間、財政調整基金を取崩し、一般会計から国保特会へ20億6,091万円の繰出しにより累積赤字をすべて解消している。今後も単年度赤字が毎年度見込まれることから、引き続き国保特会の健全化に取り組んでいかなければならない。更に、急速な都市化の進展により、これまでに教育施設、道路、公園等の公共施設の整備を行ってきたことから、公債費の割合が年々増加傾向にある。また、高齢化社会の到来による社会保障費の増加に加え、子育て支援に係る経費等も年々増加しており、扶助費が急速に増大している。このような厳しい財政状況の中、今後見込まれる会計年度任用制度に伴う人件費の増や認可保育園・小規模保育園の増設に伴う運営費補助金の増、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業（生徒一人1台端末）に係るランニングコストなど、今後確実に増えてくる財政負担、多様化する行政需要及び「新しい生活様式」に対応していくため、第三次財政健全化計画を着実に実行し、健全で持続可能な財政運営に取り組んでいく必要がある。

4. 予算編成方針

（1）予算編成の基本的な考え方

「第五次南風原町総合計画」に掲げた「ともにつくる黄金南風の^{きと}平和郷」を目指して、6つの「まちづくりの目標」と「基本計画の各施策の展開」の推進に努めるとともに、第三次財政健全化計画を踏まえた、次の考え方で予算編成を行うこと。

- ① 第五次南風原町総合計画における基本構想・基本計画の実現に向けたまちづくり目標を認識し、これまでにない柔軟な発想や視点により、施策の実施に努めること。
- ② 本町が直面している財政状況を踏まえて、職員全員が同じ意識を持ち、全庁をあげて「事務事業の適性化」による積極的な見直しや検証を行い、十分に精査して予算要求をすること。
- ③ 持続可能な財政運営を行うために、更なる歳入の確保・獲得に努め、

新規事業はもとより既存事業においても国・県などの補助金制度を見逃すことなく、事業に要する財源を最大限確保すること。また、受益者負担についても社会情勢に応じた検証を行い、適正化に努めること。

- ④ 厳しい財政状況にあっても、将来の税収増加や事務事業の効率化につながる取組、また、必要な施策を推進するための効果的な事業については、積極的に提案し、事業化に向けて取り組むこと。
- ⑤ 沖縄振興特別推進交付金事業は、最終年度を迎えることから、これまで得た経験を活かしつつ、事業の効果を最大限に発揮し、改めて目的や成果についての検証を行い、事業の完了に向けて取り組んでいくこと。
- ⑥ 予算執行に係る監査委員及び町議会からの意見、指摘事項については、その趣旨を踏まえ、所管する事業等について十分に検討・点検を行い、速やかに改善を図ること。
- ⑦ 例年、決算ベースを念頭においた予算編成を行っている成果として、不用額に対する意識が高まり、一定の効果は出ているものの、未だ予算の過大・過小の要求が見受けられる。限られた財源の中で無理・無駄を無くすためにも適切な見積書を取得後、各部・課内において必要性や妥当性を改めて精査し、予算要求をすること。

(2) 通年予算

予算は、通年予算として編成するため、事業内容を十分に精査し、見積りが過大・過小にならないようにすること。例年、当初予算計上もれによる補正予算要求が見受けられるが、当初予算計上漏れによる補正増も認めないものとする（予算組み替え等で対応すること）。

(3) 予算編成方法

これまで副町長ヒアリング・査定を経て、見直し要望・町長ヒアリング・最終査定の流れで予算編成作業をおこなってきたが、令和元年度同様町長・副町長ヒアリングを一本化し、査定も町長査定として一回でおこなう。

（情勢の変化による見直しや各部で特にこれは再要望したいという事業についてのみ、再ヒアリングを実施）

実施計画及び第三次財政健全化計画に基づいた「一件査定方式」とし、喫緊の課題である『持続可能で安定した財政運営』を推進するため、その必要性、優先度、財源負担のあり方、費用対効果などについて、既存事業についても厳しい審査を行うこととする。また、非常に厳しい財政状況にあることから、計画どおりに予算化されとは限らないものとする。

令和3年度予算概算見積要領

「令和3年度予算編成方針」の主旨を踏まえ、下記事項に留意して見積もること。また、下記事項については、一般会計予算のみならず、特別会計予算においても同様に見積もるものとする。

記

1. 一般的事項

(1) 事務事業別予算編成

一般事務費も事業としてとらえ、「事業別予算」による予算編成を行う。

- ① 歳出科目の事業を実施計画の事業名称とし、実施計画に該当しない事業については、企画財政課と事前に調整すること。
- ② 新規事業名称及び事業名称の変更等については企画財政課と調整を行うこと。

(2) 沖縄振興特別推進交付金事業について

沖縄振興特別推進交付金事業については、昨年と同様、当初予算要求と平行して、県への事業計画書の提出が行われることから、事業計画を予定している課は、準備作業に着手し、当初予算に反映させ、年度初め（4月1日）からの事業執行に努めること。その際、事業計画と当初予算要求金額は整合性を持たせ、変更があった場合には速やかに報告すること。また、事業を執行するにあたり、関係部署や関係機関との協力が必要な場合は、事前に十分な調整を行い、連携を図ること。

(3) 要項・条例等の整備(改正)が必要な事業について

要項・条例等の整備(改正)が必要な事業については、予算要求と同時並行して例規案を例規審議委員会に提出し例規整備を図ること。

(4) その他

- ① 予算要求にあたっては、見積書等の積算根拠を明確にすること。また、予算執行時に不適切な事務を行うことがないように、予算編成過程において、執行科目の確認等事業手法や事務手続きの確認・調整を確実に実施すること。
- ② 見積書等の積算においては、令和元年10月1日より消費税率が改正されたため、引き続き適正な税率で積算すること。
- ③ 各課の「予算要求の主な概要」については、例年同様予算ヒアリング時に説明してもらうので予算要求書と一緒に提出をすること。

2. 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、国・県の予算編成の動向を把握し、補助金を最大限に活用すること。また、各種料金などの滞納の解消、適正な受益者負担を図り、新たな発想でより多くの財源を確保するなど、歳入を意識した予算要求を行うこと。

(1) 町 税

町税については、制度改正の動向、経済情勢の推移を見極めながら、税負担の公平を期するため課税客体の的確な把握を行うとともに、県内・全国でもトップ水準にある徴収率の堅持に努めることとし、今後も滞納を未然に防ぎ、積極・果敢な徴収対策を講じ、課税・徴収状況を勘案した予算見積もりをすること。

(2) 分担金・負担金等

受益者負担の原則等（地方財政法）の主旨を踏まえ、経費の負担区分を明確にし、事業内容に応じた受益者負担の適正化・妥当性について検討を行い、財源の確保に努めること。

(3) 使用料・手数料

- ① 住民負担の公平、他市町村との均衡など料金水準に留意し、総合的な観点から検討し、見直しの必要性がある事項については、早急に見直し、予算に反映すること。
- ② 維持管理経費などに要する経費と受益者が負担する使用料・手数料の均衡を失っていないか、現在の社会情勢から判断し、受益者負担が適正な料金となっているかを確認し、改正の必要がある場合は早急に対応し、予算に反映すること。
- ③ 使用料・手数料に関する条例等に基づき、適正に運用されているか確認すること。
- ④ 施設使用料については、当該施設の利用向上方策も検討のうえ、算定すること。

(4) 国・県支出金

- ① 令和3年度の国の予算・施策等が現時点では明確でないため、各部、各課においては所管する事務事業に対する国及び県の施策等に十分留意し、積極的な情報収集を行うこと。また、令和3年度の補助（負担）率が未だ示されていないものについては、現行制度に基づき予算を編成し、補助（負担）率等が変更された場合は、速やかに財源調整を行うこと（要求書提出後に数値を変更する場合は、必ず財政班に連絡すること）。
- ② 新規事業は、補助金等の名称、種類など確認すること。また、補助金の算出方法についても、過大過小見積もりのないよう国・県と調整したうえで要求すること。

(5) 地方交付税

地方交付税は町の収入の中でも約13.7%（R1決算）を占め、重要な財源のひとつであり、普通交付税の算定には数値の誤りがないよう十分に注意すること。また、算定の基礎数値に必要な各種台帳(道路・公園・農道・下水道台帳等)の整備は随時速やかに行い、普通交付税算定の時機を逸することのないようにすること。

(6) 町 債

町債の発行は、財政硬直化の要因や次世代の財政負担が増すことになるため、元金償還額以上に発行しないようにすること。また、地方交付税措置のある有利な町債の活用に努め、充当率や適債性については、事前に財政担当と十分に協議すること。

(7) その他の収入

その他の収入については、金額の多少に関わらず、財源の確保に努め、要求漏れがないよう積極的に歳入の確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

全職員が町の財政状況を十分理解した上で歳出削減に取り組み、限られた財源の中で真に必要な事業に重点配分するためには、漫然と前例を踏襲するのではなく全ての事業において前年度決算額や不用額を確認するなど、予算要求を始め、執行方法や業務体制、事業効果を検証し、徹底した見直しを行うこと。また、関連法令・町条例との整合性の確認、既存資源の再利用や適正な在庫管理、執行計画等により、無理・無駄のないよう必要最小限に要求をすること。なお、積算の根拠資料である見積書の徴取にあたっては、継続事業については1業者の見積書でよいが、新規事業については3者以上の業者より見積書を取ることとし、原則町内業者から徴取すること。

(1) 人 件 費

給与関係経費は町財政において大きなウエイトを占めていることから、財政運営に多大な影響を与え、財政硬直化の要因に繋がる。そのため、事務事業の適正化や人員配置の状況を再度検証し、次のことに留意して予算を見積もること。

- ① 職員に係る人件費は給与担当課で要求すること。その際、給与担当と各特別会計担当課は連携を図ること。
- ② 時間外勤務及び休日勤務手当については、事務事業の見直しや合理化等を行い給与担当課で要求すること。
- ③ 会計年度任用職員について、業務内容や重要性などを考慮したうえで要求すること。また、再度の任用もしくは人事院勧告により、号級の見直しがおこなわれた場合、それに準じ月額報酬額の変更があることから、総務課人事行政班と調整し適切な額で要求すること。

- ④ 各種委員等報酬は、法令・条例等の根拠に基づき要求すること。
(費用弁償の入力漏れがないよう留意すること。)

(2) 物 件 費

物件費については、従来から節減に努めているところであるが、令和3年度においても事務事業の抜本的見直しにより、さらに工夫を加え全般的に節減に努めること。

- ① 旅費は、次の事項について見積もること。
- a 非常勤特別職に係る費用弁償
 - b 町長・副町長・教育長に係る旅費
 - c 会計年度任用職員（パートタイム）に係る費用弁償（通勤手当）
 - d 用務の内容、緊急度を検討した上で、行政効果を十分考慮して見積もること。
 - e 要求においては必要最小限とすること。また、同事業内において複数人の旅費を要求する場合、必ず必要性がわかる資料を提出すること。各種団体においても同様の扱いとする。
- ② 需用費は、徹底した見直しを行い、令和2年度当初予算額や不用額を考慮した上で、予算を要求すること。また、ペーパレス化の徹底、事務用品等の再利用、備品等の共有化なども視野に入れること。
- a 消耗品費については、必要性を精査し無駄のないよう要求すること。
 - b 印刷製本費は、定例的な印刷物の必要性を再検討すると共に、ホームページ等の電子媒体を積極的に活用するなど、ペーパレス化も視野に入れ、可能な限り最小の経費で要求すること。
 - c 食糧費は、町長・副町長・教育長に係る経費やボランティア参加事業等以外は原則廃止する。
 - d 光熱水費は、地球温暖化防止の観点から積極的な削減に努め、令和元年度実績額を限度とすること。ただし、光熱水費の補正増及び光熱水費から他の経費への流用は原則として認めない。
 - e 施設の維持修繕費は、利用者の安全確保に留意するとともに、長寿命化についても考慮し、計画的且つ緊急性の高いものを優先的に見積もり要求すること。
- ③ 役務費の郵便料金や電話料金については、過去の実績を勘案し必要最小限に見積もること。
- ④ 委託料
- a 委託料は新規、既存に関わらず必要性、内容、効果等の精査を図り、契約内容を適切に把握した上で要求すること。
 - b 新規システム導入やシステム改修の委託については、事前に企画財政課情報処理班と調整した上で要求すること。

- ⑤ 備品購入費は、カタログ等備品の形状が分かる資料の添付と必要理由を明記し、優先順位を決め、必要最小限で要求すること。なお、カタログ単価ではなく見積単価で要求すること。

(3) 維持補修費

維持補修費については、公共・公用施設の現状把握に努め、町民の安全・安心を確保するとともに、長寿命化を推進することを考慮したうえで要求すること。

(4) 補助費等

補助費については、引き続き徹底した整理合理化を図ったうえで、予算要求すること。

- ① 町単独補助金で補助目的を達成したもの、社会情勢の変化に伴い実情に合致しなくなったもの等、補助効果の乏しいものは思い切った見直しや廃止を検討すること。
- ② 県・地区を単位とする負担金等については、審議会の答申に基づき要求すること。
- ③ 補助金の中に、役員手当、食糧費及び旅費が計上されているのが見受けられるので、担当課において執行状況を検査し、適正な価格を見積もること。
- ④ 一部事務組合、補助金等を受ける団体からの要求については、担当課でヒアリング・査定を行い次年度の事業計画等（予算書・事業計画書・決算書・事業報告書・ヒアリング調書等）を必ず提出すること。提出のない補助団体については予算要求がなかったものとする。

(5) 扶助費

扶助費については、高齢化等（対象者増）に伴う自然増とそれ以外の要因による増との分析・検証を行い、その実態を把握し、抑制に努めること。

- ① 国・県の制度による扶助費については、関係法令等の改正に留意し、件数等については直近の実態を基礎とし積算すること。
- ② 町単独の扶助費は、制度そのものの継続の合理性を必ず整理し、必要に応じ制度改正等を積極的に検討すること。その目的を達成したものや行政効果の薄いものについては全体的な見直しを行ったうえで要求すること。

(6) 投資的経費

- ① 実施計画で承認されている事業においても、査定対象とすることから、事業の目的・効果・緊急性・重要性を精査し、優先順位の高い事業から要求すること。
- ② 当初予算要求時に適切な事業計画を立て、予算要求すること。

- ③ 施設整備にあたっては、施設の機能・役割を再整理し、施設の規模や整備水準の適正化を図るとともに、施設の長寿命化にも取り組むこと。

4. 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計の予算編成にあたっては、一般会計予算編成に準じて行い、一般会計からの繰入を安易に期待することのないよう「独立採算性の原則」の堅持に努めること。

各特別会計・企業会計内で自主財源による収入が不足する場合は、事務事業の見直し等により、合理化、効率化に努め、財源の確保を図って収支の均衡を保持すること。